

財務省告示第三百八十号
 国債証券買入銷却法（明治二十九年法律第五号）
 第二条の規定に基づき、同法第一条第一項の規定
 により平成二十年十一月二十六日に買入消却した
 国債の名称等を別表のとおり告示する。

平成二十年十二月二十六日

財務大臣

中川 昭一

（別表）

国債の名	記号	額面金額の 総額	額面金額百円当 たりの買入価格
利付国庫債 （十年償還）	第二回	二十億円	九十円二十五銭
"	"	二十億円	九十円四十五銭
"	"	三十億円	九十円五十五銭
"	"	四十億円	九十円七十銭
"	"	二十億円	九十円九十五銭
"	"	二十億円	九十一円十五銭
"	"	二十億円	九十一円三十五銭
"	"	六十億円	九十一円八十五銭
"	第三回	五億円	八十五円八十銭
"	第四回	三十億円	八十四円四十九銭
"	"	二十億円	八十四円五十六銭

〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	第八回	〃	〃	〃	第七回	〃	〃	〃	〃	〃
三十億円	二十億円	二億円	十億円	五億円	三十億円	三十億円	二十四億円	百億円	二十億円	十一億円	三億円	二十五億円	二十億円	三十億円	十億円	二十億円
八十六円三十四銭	八十六円三十一銭	八十六円三十銭	八十六円二十五銭	八十六円十五銭	八十六円十四銭	八十六円四銭	八十五円七十五銭	八十六円七十一銭	八十五円三十銭	八十五円二十銭	八十四円九十銭	八十五円六十一銭	八十五円十銭	八十五円五銭	八十四円八十一銭	八十四円七十五銭

〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
第十六回	第十五回	〃	〃	第十三回	〃	〃	〃	第十一回	第九回	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
十億円	五十億円	三十億円	三十億円	三十億円	十億円	五十億円	十億円	十億円	五十億円	十億円	五億円	五億円	五億円	五億円	五億円	三十億円
八十八円七十五銭	八十九円二十一銭	八十八円七十五銭	八十八円四十五銭	八十七円九十四銭	八十八円二十五銭	八十八円二十三銭	八十七円七十五銭	八十七円四十五銭	八十七円八十七銭	八十七円	八十六円七十五銭	八十六円七十銭	八十六円六十五銭	八十六円五十五銭	八十六円四十五銭	八十六円四十四銭

合
計
一 千 二 十 億 円